一般建築物石綿含有建材調査者講習のご案内

（一社）首都圏建設産業ユニオン技術センター
電話　０３－３４６２－５３３１

石綿障害要望規則・大気汚染防止法の改正により、建物の解体・改修工事時の石綿飛散防止対策が強化されました。令和５年１０月１日以降、調査者の資格を取得した者による事前調査が義務付けられます。同資格の保有が今後必須とされる事から、技術センターでは東京労働局の認可を取得し、自前で講習ができるよう準備をしてきました。

請負で仕事をしている事業者にとって、必須の資格です。区市町村の環境課の見回りも強化されてきており、また、消費者の法対応への期待も強まってきています。ぜひ、この機会に受講してください。

■日　　時　①２０２４年1月１７日・１８日（水・木の2日間）

②２０２４年2月１７日・１８日（土・日の2日間）

１日目（講習）　受付９時～　９時３０分～１７時２５分
２日目（講習・試験）　受付９時～　９時３０分～１７時４０分

■会　　場　建設ユニオン本部４階会議室　(渋谷区神南１－３－１０)

■定　　員　６０名（申込順）

■受 講 料　３０,０００円（テキスト代込）

■〆　　切　①の講習は２０２３年１２月２５日（月）までに、②は2月2日（金）までに、必要書類をそろえて、所属の支部で申込をして下さい

■取得資格　一般建築物石綿含有建材調査者（試験に合格する必要があります）

■受講資格　裏面記載の受講資格のいずれかの要件を満たす必要があります

■必要書類　申込書・以下の必要書類を用意ください
①申込書（裏面の申込書）
②実務経験証明書：支部事務所にあります（②③④⑤⑥⑦の場合）
※従業員は事業主の証明が必要です。事業主は自身の実務経験を証明するため、本人が記入・捺印をしてください
③顔写真のデータ（bmp、jpeg、jpg、pngの形式）
④資格証明書の写し（裏面の受講要件①⑦の場合）
⑤卒業証明書（上記受講要件②③④⑤の場合）
⑥受講料

一般建築物石綿含有建材調査者講習：学科１１時間

建築物等の解体または改修の作業を行うときには、対象建築物等の石綿等使用有無の事前調査が必要とされ、事前調査は「建築物石綿含有建材調査者」が行うことが義務付けられました（石綿則第３条、関係告示）。

受講資格

下のいずれかの条件を満たす必要があります。詳しく支部でお問合せください

①石綿作業主任者技能講習修了者

②大学の建築科を卒業し、建築の実務経験２年以上の者

③短期大学を卒業し、建築の実務経験３年以上の者

④短期大学又は高等専門学校の建築科を卒業し、建築の実務経験４年以上の者

⑤高等学校又は中等教育学校の建築科を卒業し、建築の実務経験７年以上の者

⑥建築に関して１１年以上の実務経験を有する者

⑦特定化学物質等作業主任者技能講習（平成１７年前）を修了した者で、建築物石綿含有建材調査の実務経験５年以上の者

受講料及びテキスト代	３０,０００円

一般建築物石綿含有建材調査者講習　申込書

- 旧姓・通称の修了証への併記を希望の方は（旧姓・通称）の部分も記入ください -

建設ユニオン多摩北支部行き　ＦＡＸ０４２-４７９-２２６７

メール：kita@kensetu-union.jp

希望受講日　＿＿＿＿（①～②までの番号を記載してください）

氏名　　（旧姓・通称）

〒　　-　　生年月日　　年　　月　　日

住所　　連絡先

組合・支部　　職種　　受験資格

※通称名は、実社会において、本名と同様に、あるいは本名以上に通用している名前です。 その人が日常生活や職業上の理由から実際に使っている名前であって、戸籍に記載される氏名とは異なります。